

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの市内事業者の皆様へ

ビジネスサポート応援給付金（家賃支援分） のご案内

春日部市では、ビジネスサポート応援給付金の第2弾として、テナント事業者を支援します！

家賃支援分

対象：以下の要件のいずれにも当てはまる方

- ・ 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）を受給していること
- ・ 申請時点において、春日部市内にある建物、土地等を事業目的で賃借していること

お申込み期間	令和2年9月1日（火）～令和3年3月1日（月）
支給額	支払家賃の15分の1を6か月分 上限20万円 （建物に係る賃貸借契約書を複数件取り交わしている場合は30万円）

お申込みに必要な書類

- ①申請書（申請要領に添付、または市ホームページからダウンロードできます。）
- ②本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・商業登記簿謄本等の写し）
- ③埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）を受けたことが分かる書類（交付決定通知書や通帳の写し）
- ④申請に係る建物、土地・駐車場の賃貸借契約書の写し
- ⑤埼玉県中小企業・個人事業無視等家賃支援金に申請した、支給対象物件に係る月額賃料が分かる書類の写し
- ⑥通帳のおもて面・開いた1～2ページ目の写し（※③の通帳と異なる場合）

※詳細は申請要領、春日部市ホームページをご覧ください。

お申込み先

電子申請の場合

市ホームページの電子申請フォームから申請

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17603

郵送申請の場合

〒344-0061 春日部市粕壁6615-7

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 行



お問い合わせ

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 電話：048-752-1662

商工振興課 電話：048-797-8029

（8：30～17：15 土日祝除く）

※給付金の総額が予算額に達した場合は、一旦受付を終了させていただきます。

※詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問い合わせください。